

# 長崎県軟式野球連盟規約

## 第1章 総則

- 第1条 この会は長崎県軟式野球連盟と称する。(以下本連盟と称する)
- 第2条 本連盟は(公財)全日本軟式野球連盟に加盟し、その下部組織(長崎県支部)となる。
- 第3条 本連盟は(公財)長崎県体育協会に加盟する。
- 第4条 本連盟の事務所は、事務局員所在地に置く。

## 第2章 目的および事業

- 第5条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球の普及発展を図るとともに長崎県民が明るい生活を送れることをもって目的とする。
- 第6条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 軟式野球大会の主催および後援
  2. 軟式野球の技術向上、普及発展に関する指導研究
  3. 野球施設の充実に関する事項
  4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織および会員

- 第7条 会員は第5、6条に掲げる目的、事業に賛同する者および一般チーム、少年チームとする。
1. (1)一般チームは、次のいずれか一つに該当する者で編成されたチーム。  
(イ)職域チーム=官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者で編成、または同一職場に勤務する者が登録人員の2/3以上を占めるチームとする。  
(ロ)クラブチーム=本連盟の地域内に、居住または通勤する者によって編成されたチームとする。  
(ハ)学生チーム=専修学校生、各種学校生および大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し学校単位で編成する場合は学校名は使用せずクラブ名とする。  
(2)登録についての人員は監督を含め10名以上20名以内とする。(これには責任者、マネージャー、スコアラーは含まないがベンチには入れる)。登録はAクラス、Bクラス、

Cクラスの3級別とする。

(3)昇降格については西日本大会、高松宮賜杯全日本大会で優勝、準優勝したチームは次年度昇格しなければならない。

このほか郡市支部長の責任において昇格を決めることができる。昇格したチームが降格する場合は、昇格年度から2年を経過し、チーム構成員の2/3以上が代わっている場合、または郡市支部長が認めた場合に限る。ただし、Aクラスの昇降格については、本連盟会長が認めた場合に限る。

(4)国体は別に定める。

2. (1)少年チームは次の2部とする。  
(イ)少年部=中学生で編成したチーム  
(ロ)学童部=小学生で編成したチーム  
(2)いずれもその市郡内のチームであることが原則。但しチーム所在地の市郡に連盟、協会(以下末端支部と称す)がない場合、隣の市郡の末端支部に加盟を認める。また居住する地域にチームがない場合、個人で隣接の末端支部の登録チームに参加、登録することを認める。  
(3)登録人員は監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内(これには責任者、マネージャー、スコアラー各1名は含まないがベンチには入れる)。

第8条 少年部および学童部には、硬式ボール、Kボールを使用している団体に登録している選手ならびに軟式でも本連盟以外の組織に登録している選手は登録できない。但し次のチームを除く。

(イ)少年部は県中学校体育大会に出場しない県中体連登録チーム。

(ロ)学童部は本連盟とともにスポーツ少年団にも登録しているチーム。

第9条 本連盟は、チームの登録が10チーム以上であれば市郡毎に一つの末端支部を設けることができる。

## 第4章 加盟および脱退

第10条 加盟および会費は次のとおりとする。

1. チームは本連盟の定める登録用紙に会費

を添えて、年度当初に登録手続きを行わなければならない。各支部はその資格を審査しなければならない。

2. チームは会員に異動が生じたときは、末端支部を通じて直ちに本連盟にその旨を届けなければならない。
3. 本連盟は登録名簿に会費を添えて、(公財)全日本軟式野球連盟に登録手続きを行わなければならない。
4. 本連盟の会費は別に定める。

第11条 次の各号に該当する場合は、脱退させることができる。

1. (公財)全日本軟式野球連盟の競技者規程および本連盟の規約に違反した場合
2. 自ら脱退の意思を表明した場合
3. 本連盟の会長が不適格と認めた場合、本連盟から除名の処置を受けた場合

## 第5章 役員および任期

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 会長   | 5. 常任理事 |
| 2. 副会長  | 6. 理事   |
| 3. 理事長  | 7. 評議員  |
| 4. 副理事長 | 8. 監事   |

第13条 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第14条 役員任期は年度当初に開催される評議員会(総会)から2カ年とし再任を妨げない。また任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。役員に欠員が生じた場合は、補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 役員職務・選出

第15条 役員選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長(ともに理事職)は評議員会で推挙する。
2. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選による。
3. 理事は、支部代表、審判部代表、会長指名、理事長指名とし、定数は次のとおりとする。  
(イ)支部代表 15名(各支部1名ずつ)  
(ロ)審判部代表 3名(審判部長、審判長、事務局長)  
(ハ)会長指名 3名以内  
(ニ)理事長指名 2名以内  
(理事長が補佐として必要な場合に限り)  
(ホ)中体連代表 1名

4. 評議員は各支部代表および指導審判員、日体協公認コーチら(公財)全日本軟式野球連盟認定の有資格者、県中体連代表とし、定数は次のとおりとする。

(イ)支部代表 30名

(各支部2名)

(ロ)指導審判員、日体協公認コーチら 3名以内

(ハ)県中体連代表 3名以内

第16条 名誉会長、顧問は本連盟に特に功績があった者を理事会で推挙し、会長が委嘱する。参与は本連盟の役員として20年以上勤めた者を理事会で推挙し、会長が委嘱する。

第17条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表し、会務の執行にあたる。緊急を要する事項で理事会に諮る暇がないときは、これを執行することができる。この場合は次の理事会で承認を得ることを要する。
4. 副理事長、常任理事は理事長を補佐し、副理事長は理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 理事は本連盟の重要事項、評議員会への提案事項を審議する。
6. 評議員は本連盟の重要事項を議決する。
7. 監事は評議員会で2名を選出し、本連盟の会計を監査する。

## 第7章 会議

第18条 本連盟の会議は通常、評議員会(総会)、理事会とし、各会の成立および議決は過半数の出席ならびに出席者の過半数の同意がなければならない。

第19条 評議員会(総会)は毎年1回、年度当初に会長が召集する。本連盟の最高議決機関として次の議案の審議、議決にあたる。理事以上の役員も評議員会に出席し、必要に応じ発言するものとする。

1. 予算・決算
2. 規約改正
3. 事業
4. 役員人事
5. その他重要な事項

第20条 理事会は理事以上の役員で以て構成し、次の議案の審議に当たる。

1. 本連盟運営上の総合計画に関する事項
2. 役員人事の一部
3. 評議員会への付議事項
4. その他会務に必要な事項

緊急を要する事項で評議員会に諮る暇がないときは、理事会で代行することができる。この場合、次の評議員会の承認を得ることを要する。

第21条 会長が必要と認めたときは臨時に評議員会、理事会を召集することができる。また評議員、理事の過半数がそれぞれの会の開催を求めた場合、会長は招集しなければならない。

第22条 理事長は必要に応じ、副理事長、常任理事らによる常任理事会(専門委員会)を召集することができる。

## 第8章 会 計

第23条 会員は本連盟の定める会費(加盟金)を納入しなければならない。

第24条 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。

1. 会費(加盟金)
2. 助成金
3. 事業収入
4. その他の収入

第25条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

第26条 1. 会長は毎年度歳入出予算を編成し、評議員(総会)の議決を経なければならない。  
2. 会長は毎年度決算書および証書等を監事の審査に付し、評議員(総会)の承認を得なければならない。

## 第9章 専門委員会

第27条 業務を遂行するため、専門委員会を設けることができる。

第28条 専門委員会の名称、職務は評議員会(総会)で決める。

第29条 各専門委員会の委員長、副委員長、委員は理事会の推挙を受け評議員会(総会)に諮って会長が委嘱する。任期は2年とするが再任を妨げない。

第30条 専門委員会は委員長が必要に応じて召集し、議長となる。審議の結果を理事長あるいは理事会

に報告する。

第31条 各専門委員会の会計は本連盟に属する。

第32条 資格審査、規律違反問題などの処理には臨時に特別委員会を設けることがある。この委員会は会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長で構成し、会長が召集して議長となる。

## 第10章 事 務 局

第33条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

第34条 事務局員は会長が任免する。但し役員の中から適任者を選び事務局長を委嘱することができる。

第35条 事務局長あるいは事務局員は理事長の命を受け、事務を処理する。

## 第11章 規 律

第36条 会員である役員(審判員を含む)は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

第37条 会員であるチームまたは選手は、次のことを遵守しなければならない。

1. チームは一つの支部以外に、また選手は一つのチーム以外に加入することはできない。但し、国体、県体に関しては別に定める。
2. チームとその構成員は(公財)全日本軟式野球連盟ならびに本連盟の定める規約、規程を守らなければならない。
3. チームとその構成員は終始フェアプレーをなすよう留意し、粗暴な言動をしてはならない。とくに暴力、不正出場は厳禁する。

第38条 会員が前36、37条に違反したときは、除名あるいは大会への出場を停止することができる。

## 第12章 規約の変更

第39条 本連盟の規約は評議員会(総会)の議決を経て、変更することができる。

1987(昭和62)年	2月15日	全面改正
1993(平成5)年	2月14日	一部改定
2003(平成15)年	2月9日	一部改定
2016(平成28)年	2月13日	一部改定
2019(平成31)年	2月3日	一部改定
2020(令和2)年	2月1日	一部改定